

！！ 令和7年10月1日 改正育児・介護休業法 完全施行 ！！

～就業規則等、社内制度の見直しをお願いします～

令和7年10月1日からの改正点

○3歳以上、小学校就学前の子を養育する労働者の柔軟な働き方を実現するための措置等を
事業主に義務付け

なお、令和7年4月1日からの改正点は以下のとおりです（施行済み）。

○所定外労働の制限（残業免除）の対象を、小学校就学前の子を養育する労働者までに拡大

○子の看護休暇の見直し（小学校第3学年修了まで取得可、取得事由等の拡大）

○育児休業等の取得状況の公表義務を従業員数300人超の企業に拡大

○介護離職防止のための個別の周知・意向確認、雇用環境整備等の措置を事業主に義務付け

お問い合わせ先 奈良労働局 雇用環境・均等室 0742-32-0210